

令和8年2月8日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙

選挙公営の手引

(選挙運動用自動車の使用等)

(様式記入例)



目 次

公費負担に係る様式記入例	(「選挙公営の手引」内ページ数)
1 契約届出書関係（様式A 1～A 8）-----	14 ~ 21
2 確認申請書関係（様式B 1～B 7）-----	22 ~ 28
3 確認書関係（様式C 1～C 7）は県選管が作成するため省略	
4 証明書関係（様式D 1～D 8）-----	36 ~ 45
5 請求書関係（様式E 1～E 8）-----	46 ~ 67
6 参考（契約書）-----	68 ~ 78

(様式A 1)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 届出は、公示日以降の実際の届出日を記入

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区

候補者氏名 ○ ○ ○ ○

※ 契約書と整合性がとれているかを確認

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和〇年 〇月〇日	oooooooooooo oooooooooooo oooo	自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日	円	
		自 至	円	

⇒ 原則、1又は2のどちらかに記入

2 1に掲げる場合以外の場合

項目区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借入れ	令和〇年 〇月〇日	000000000 000000000 0000	自 至 令和〇年〇月〇日 令和〇年〇月〇日	円 0, 000	
			自 至	円	
運転手の 雇用	令和〇年 〇月〇日	000000000 000000000 0000	自 至 令和〇年〇月〇日 令和〇年〇月〇日	円 0, 000	
			自 至	円	
燃料代	令和〇年 〇月〇日	000000000 000000000 0000	秋田300 わ0000	円 見込 0, 000	@130
				円	

備 考

↑ 燃料代の場合注意（備考2・3）

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

3 「燃料代」については、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

通常葉書作成契約届出書

次のとおり通常葉書の作成契約を締結したので届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 届出は、公示日以降の実際の届出日を記入

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区

候補者氏名 ○ ○ ○ ○

※ 契約書と整合性がとれているかを確認

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年 〇月〇日	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	枚 〇, 〇〇〇	円 〇, 〇〇〇	
		枚	円	
		枚	円	

備 考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(様式A 3)

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 届出は、公示日以降の実際の届出日を記入

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区

候補者氏名 ○ ○ ○ ○

※ 契約書と整合性がとれているかを確認

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年 〇月〇日	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	枚 0, 000	円 0, 000	
		枚	円	
		枚	円	

備 考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
 - 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(様式A 4)

選舉事務所用立札・看板作成契約届出書

次のとおり選挙事務所用立札・看板の作成契約を締結したので届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 届出は、公示日以降の実際の届出日を記入

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区

候補者氏名 ○ ○ ○ ○

※ 契約書と整合性がとれているかを確認

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約数	作成契約金額	
令和〇年 〇月〇日	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇	円 〇, 〇〇〇	
			円	
			円	

備 考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
 - 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

自動車等取付用立札・看板作成契約届出書

次のとおり自動車等取付用立札・看板の作成契約を締結したので届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 届出は、公示日以降の実際の届出日を記入

秋田県選挙管理委員会委員長 竹 田 勝 美

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区

候補者氏名 ○ ○ ○ ○

※ 契約書と整合性がとれているかを確認

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約数	作成契約金額	
令和〇年 〇月〇日	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇	〇, 〇〇〇	円
				円
				円

備 考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(様式A 6)

個人演説会場用立札・看板作成契約届出書

次のとおり個人演説会場用立札・看板の作成契約を締結したので届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 届出は、公示日以降の実際の届出日を記入

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区

候補者氏名 ○ ○ ○ ○

※ 契約書と整合性がとれているかを確認

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約数	作成契約金額	
令和〇年 〇月〇日	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇	〇, 〇〇〇	円
				円
				円

備 考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
 - 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(様式A 7)

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 届出は、公示日以降の実際の届出日を記入

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区

候補者氏名 ○ ○ ○ ○

※ 契約書と整合性がとれているかを確認

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年 〇月〇日	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	枚 〇	円 〇, 〇〇〇	
		枚	円	
		枚	円	

備 考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
 - 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

政見放送用の録音・録画の契約届出書

次のとおり政見放送用の録音・録画の契約を締結したので届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 届出は、公示日以降の実際の届出日を記入

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（秋田県）

候補者届出政党名 党

本部の所在地

代表者氏名 ○ ○ ○ ○

※ 契約書と整合性がとれているかを確認

項目 区分	契 約 年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並 びに法人にあっては その代表者の氏名	契 約 内 容				備考
			録音・ 録画の 種類	録音・録画 一種類の契 約単価	複製数	複製契約 金 額	
政見放送 の 録 音	令和〇年 〇月〇日	00000000 00000000 0000	1号	0. 000円	〇	0. 000円	
	令和 年 月 日						
政見放送 の 録 画	令和〇年 〇月〇日	00000000 00000000 0000	1号	0. 000円	〇	0. 000円	
			2号	0. 000円	〇	0. 000円	
	令和 年 月 日						

備 考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
 - 2 「契約内容」欄の「録音・録画の種類」には、契約の相手方ごとに、全国を通じて1から始まる番号を記載してください。
 - 3 二以上の都道府県において同一種類の録音・録画を提出した場合には、「契約内容」欄の「録音・録画一種類の契約単価」は、いずれか一の都道府県選挙管理委員会に対する契約届出書にのみ記載してください。
 - 4 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、公職選挙法施行令第109条の4第2項第2号ロの規定による確認を受けたいので申請します。 **届出日以降（最終供給日以降）**

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 特に、燃料代は投票日以降に申請する可能性大

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区

候補者氏名 ○ ○ ○ ○

※ 契約書・届出書と整合性がとれているかを確認

1 契約年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

000000000

000000000 0000

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

秋田300わ0000

4 確認申請金額 0,000 円

↑ 上限92,400円(7,700円×12日)
を合計で超えないこと

区分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	<u>0,000</u> 円	<u>0,000</u> 円
燃料代計(a)+(b)	<u>0,000</u> 円	<u>0,000</u> 円
備考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から県に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

通常葉書作成枚数確認申請書

次の通常葉書作成枚数につき、公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 届出日以降（最終納品日以降）

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区

候補者氏名 ○ ○ ○ ○

※ 契約書・届出書と整合性がとれているかを確認

1 契約年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

3 確認申請枚数 〇,〇〇〇 枚 ← 作成限度数に注意

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	〇,〇〇〇 枚	〇,〇〇〇 枚
枚数計(a)+(b)	〇,〇〇〇 枚	〇,〇〇〇 枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、通常葉書作成業者ごとに別々に候補者から県に提出してください。
- 2 この申請書は、通常葉書作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他の通常葉書作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 届出日以降（最終納品日以降）

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区
候補者氏名 ○ ○ ○ ○

※ 契約書・届出書と整合性がとれているかを確認

1 契約年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

3 確認申請枚数 〇,〇〇〇 枚 ←作成限度数に注意

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	〇,〇〇〇 枚	〇,〇〇〇 枚
枚数計(a)+(b)	〇,〇〇〇 枚	〇,〇〇〇 枚
備考		

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から県に提出してください。
- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙事務所用立札・看板作成数確認申請書

次の選挙事務所用立札・看板作成数につき、公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 届出日以降（最終納品日以降）

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区

候補者氏名 ○ ○ ○ ○

※ 契約書・届出書と整合性がとれているかを確認

1 契約年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇

3 確認申請数 ○ ←作成限度数に注意

区分	作成数	左のうち確認済又は確認申請数
前回までの累積数(a)		
今回の数(b)	○	○
計 (a)+(b)	○	○
備考		

備考

- この申請書は、立札・看板作成業者ごとに別々に候補者から県に提出してください。
- この申請書は、選挙事務所用立札・看板作成数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積数」には、他の立札・看板作成業者によって作成された数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

自動車等取付用立札・看板作成数確認申請書

次の自動車等取付用立札・看板作成数につき、公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 届出日以降（最終納品日以降）

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区
候補者氏名 ○○○○

※ 契約書・届出書と整合性がとれているかを確認

1 契約年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

3 確認申請数 ○ ←作成限度数に注意

区分	作成数	左のうち確認済又は確認申請数
前回までの累積数(a)		
今回の数(b)	○	○
計 (a)+(b)	○	○
備考		

備考

- 1 この申請書は、立札・看板作成業者ごとに別々に候補者から県に提出してください。
- 2 この申請書は、自動車等取付用立札・看板作成数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積数」には、他の立札・看板作成業者によって作成された数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

個人演説会場用立札・看板作成数確認申請書

次の個人演説会場用立札・看板作成数につき、公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 届出日以降（最終納品日以降）

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区
候補者氏名 ○○○○

※ 契約書・届出書と整合性がとれているかを確認

1 契約年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

3 確認申請数 ○ ←作成限度数に注意

区分	作成数	左のうち確認済又は確認申請数
前回までの累積数(a)		
今回の数(b)	○	○
計 (a)+(b)	○	○
備考		

備考

- 1 この申請書は、立札・看板作成業者ごとに別々に候補者から県に提出してください。
- 2 この申請書は、個人演説会場用立札・看板作成数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積数」には、他の立札・看板作成業者によって作成された数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 届出日以降（最終納品日以降）

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区

候補者氏名 〇〇〇〇

※ 契約書・届出書と整合性がとれているかを確認

1 契約年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

00000000
00000000 0000

3 確認申請枚数 〇,〇〇〇 枚 ←作成限度数に注意

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	〇,〇〇〇 枚	〇,〇〇〇 枚
枚数計(a)+(b)	〇,〇〇〇 枚	〇,〇〇〇 枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から県に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選舉運動用自動車使用證明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 最終使用日以降

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区
候補者氏名 〇〇〇〇

備 考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
 - 2 運送事業者等が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、県に支払を請求することはできません。
 - 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	6 4, 5 0 0 円
(2) (1)以外の場合	1 6, 1 0 0 円
 - 5 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
 - 6 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
 - 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、県に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 最終供給日以降

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区
候補者氏名 〇〇〇〇

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇			
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和〇年〇月〇日	秋田300わ〇〇〇〇	〇リットル	〇,〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	"	〇リットル	〇,〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	"	〇リットル	〇,〇〇〇円	
令和 年 月 日		リットル	円	
令和 年 月 日		リットル	円	
令和 年 月 日		リットル	円	
令和 年 月 日		リットル	円	
令和 年 月 日		リットル	円	
令和 年 月 日		リットル	円	
令和 年 月 日		リットル	円	
令和 年 月 日		リットル	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、県に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 最終使用日以降

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区
候補者氏名 〇〇〇〇

備 考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
 - 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
 - 3 運転手が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、県に支払いを請求することはできません。
 - 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
 - 6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
 - 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、県に支払を請求することはできません。

通常葉書作成証明書

次のとおり通常葉書を作成したものであることを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 最終納品日以降

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区

候補者氏名 ○ ○ ○ ○

通常葉書作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
作 成 枚 数	〇, 〇〇〇 枚
作 成 金 額	〇, 〇〇〇 円
備 考	

備 考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、通常葉書作成業者ごとに別々に作成し、候補者から通常葉書作成業者に提出してください。
- 2 通常葉書作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、通常葉書作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚 数
35, 000枚以内
 - (2) 限度額
8円62銭(単価) × 当該作成枚数 = 限度額

(様式D 3)

ビ ラ 作 成 証 明 書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 最終納品日以降

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区

候補者氏名 ○ ○ ○ ○

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	00000000 00000000 0000
作 成 枚 数	0, 000 枚
作 成 金 額	0, 000 円
備 考	

備 考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
 - ビラ作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。
 - 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

70,000枚以内

(2) 限度額

イ 確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合

8田38錢(单価) × 当該作成枚数 = 限度額

口 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{419,000\text{円} + 5\text{円}62\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価} \quad (1\text{銭未満の端数は切上げ})$$

單價×當該作成枚數 = 限度額

選挙事務所用立札・看板作成証明書

次のとおり選挙事務所用立札・看板を作成したものであることを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 最終納品日以降

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区

候補者氏名 ○ ○ ○ ○

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
作 成 数	○
作 成 金 額	〇, 〇〇〇 円
備 考	

備 考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 立札・看板作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる作成数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 作成数
3 以内
 - (2) 限度額
61, 379円×確認された作成数

自動車等取付用立札・看板作成証明書

次のとおり自動車等取付用立札・看板を作成したものであることを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 最終納品日以降

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区

候補者氏名 ○ ○ ○ ○

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	○○○○○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○
作 成 数	○
作 成 金 額	○, ○○○ 円
備 考	

備 考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 立札・看板作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる作成数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 作成数
4 以内
 - (2) 限度額
5 8, 114 円 × 確認された作成数

個人演説会場用立札・看板作成証明書

次のとおり個人演説会場用立札・看板を作成したものであることを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 最終納品日以降

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区

候補者氏名 ○ ○ ○ ○

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	○○○○○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○
作 成 数	○
作 成 金 額	○, ○○○ 円
備 考	

備 考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 立札・看板作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる作成数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 作成数
5 以内
 - (2) 限度額
4 4, 403円×確認された作成数

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 最終納品日以降

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区

候補者氏名 ○○○○

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	<i>oooooooooooo oooooooooooo oooo</i>
作 成 枚 数	〇,〇〇〇 枚
作 成 金 額	〇,〇〇〇 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	〇,〇〇〇

ポスター掲示場数は、県選管公表の数値とすること ↑

備 考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚以内

(2) 限度額

イ 掲示場数が500箇所以下の場合

$$\frac{316,250円 + 586円88銭 \times ポスター掲示場数}{ポスター掲示場数} = \text{単価} \quad (\text{1円未満の端数は切上げ})$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

ロ 掲示場数が500箇所を超える場合

$$\frac{609,690円 + 30円73銭 \times (ポスター掲示場数 - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \quad (\text{1円未満の端数は切上げ})$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

政見放送用録音・録画証明書

※ 録音と録画は、それぞれ別様とすること。

次のとおり政見放送用に録音又は録画したものであることを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 最終納品日以降

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（秋田県）

候補者届出政党名 〇〇〇〇党

本部の所在地

代表者氏名 ○ ○ ○ ○

録音又は録画の区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 録音の場合	2 録画の場合	
録音・録画業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	住 所 氏名又は名称 代表者 氏名	000000000 000000000 0000	
録音・録画の種類	録音・録画一種類の単価	複 製 数	複 製 金 額
1号	0,000 円	0	0,000 円
2号	0,000 円	0	0,000 円
	円		円
	円		円
備 考			

備 考

- 1 この証明書は、録音又は録画の実績に基づいて、録音・録画業者ごと（同一業者が録音及び録画をともにする場合には、録音の場合と録画の場合を別葉にして）かつ都道府県ごとに別々に作成し、候補者届出政党から録音・録画業者に提出してください。
 - 2 この証明書には、候補者届出政党が日本放送協会又は基幹放送事業者に提出した政見放送用録音・録画について記載してください。
 - 3 録音・録画業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - 4 「録音・録画の種類」欄には、契約届出書に記載した番号と同一の番号を記載してください。
 - 5 公費負担の限度額は、録音・録画一種類及び複製一本につき、次の金額です。

(1) 録音又は録画に要した金額	ア 録音の場合	一種類につき	226,000円
	イ 録画の場合	一種類につき	2,873,000円
(2) 複製に要した金額	ア 録音の場合	複製一本につき	2,000円
	イ 録画の場合	複製一本につき	34,000円
 - 6 日本放送協会及び基幹放送事業者において放送されなかった録音・録画（公職選挙法第151条の2第2項又は第3項の規定により放送されなかつたものを除く。）に係る金額については、県に支払を請求することはできません。
 - 7 録音・録画一種類が二以上の都道府県において放送された場合（公職選挙法第151条の2第2項又は第3項の規定により放送されなかつた場合を含む。）には、録音又は録画に要する金額については、候補者届出政党が録音・録画一種類の契約単価を届け出た一の都道府県にのみ支払を請求することができますので、その届け出た都道府県に関する証明書にのみ記載してください。

請求書

(選挙運動用自動車の使用) (自動車の借り入れ)

※ 供託物没収となった場合は、請求不可。

公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 供託物没収関係が確定した日以降の日付

秋田県知事 鈴木 健太

住 所 *oooooooooooo* ←債權者欄

氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

電話番号 0000 (00) 0000

1 請求金額 0,000 円 ← 訂正印による訂正不可

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区

4 候補者の氏名 ○ ○ ○ ○

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	〇〇〇〇〇〇〇		
口座名	〇〇〇〇		

債権者欄に重複する部分は「債権者に同じ」も可

住所 OO市OOOOOOO 株式会社OO

氏名 総務課 課長 0000

責任者と担当者が異なる場合はそれぞれ記載してください

電話番号 0000 (00) 0000

メールアドレス 00@000.00.00

備 考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
 - 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
 - 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
 - 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別 紙)

請求内訳書（自動車の借入れ）

※ 使用年月日は、選挙運動期間であること。

使用年月日	借入金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇円	16,100円	〇〇〇〇円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇円	16,100円	〇〇〇〇円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇円	16,100円	〇〇〇〇円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇円	16,100円	〇〇〇〇円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇円	16,100円	〇〇〇〇円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇円	16,100円	〇〇〇〇円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇円	16,100円	〇〇〇〇円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇円	16,100円	〇〇〇〇円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇円	16,100円	〇〇〇〇円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇円	16,100円	〇〇〇〇円	
計			〇〇〇〇円	

備 考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいづれか少ない方の額を記載してください。

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用) (燃料代)

※ 供託物没収となった場合は、請求不可。

公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 供託物没収関係が確定した日以降の日付

秋田県知事 鈴木 健太

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ←債権者欄

※ 燃料は、必ずしも社長でなく 氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)
とも代理権等があれば、所長、 〇〇〇〇〇〇〇〇
店長等でも請求可。その場合

は、所長など役職名等が必要。 電話番号 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇

- 1 請求金額 〇,〇〇〇 円 ← 訂正印による訂正不可
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区
- 4 候補者の氏名 〇〇〇〇〇
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	〇〇〇〇〇〇〇		
口座名	〇〇〇〇		

摘要 責任者及び担当者並びに連絡先 債権者欄に重複する部分は「債権者に同じ」も可

住 所 〇〇市〇〇〇〇〇〇 株式会社〇〇
氏 名 総務課 課長 〇〇〇〇

責任者と担当者が異なる場合はそれぞれ記載してください

電話番号 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇
メールアドレス 〇〇@〇〇〇.〇〇.〇〇

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書、自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの）の写しとともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別 紙)

請求内訳書(燃料代)

※ 販売年月日は、選挙運動期間内であること。

販 売 年 月 日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販 売 金 額 (イ)	基 準 限 度 額 (ロ)	請 求 金 額	備 考
令和〇年〇月〇日	秋田300 わ〇〇〇〇	(〇円) × (〇リツ) 〇,〇〇〇 円			
令和〇年〇月〇日	"	(〇円) × (〇リツ) 〇,〇〇〇 円			
令和〇年〇月〇日	"	(〇円) × (〇リツ) 〇,〇〇〇 円			
令和 年 月 日		(円) × (リツ) 円			
令和 年 月 日		(円) × (リツ) 円			
令和 年 月 日		(円) × (リツ) 円			
令和 年 月 日		(円) × (リツ) 円			
令和 年 月 日		(円) × (リツ) 円			
令和 年 月 日		(円) × (リツ) 円			
令和 年 月 日		(円) × (リツ) 円			
令和 年 月 日		(円) × (リツ) 円			
計		〇,〇〇〇 円	〇,〇〇 〇 円	〇,〇〇 〇 円	

備 考

- 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「販売金額(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用) (運転手)

※ 供託物没収となった場合は、請求不可。

公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 供託物没収関係が確定した日以降の日付

秋田県知事 鈴木 健太

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ←債権者欄

氏 名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)
〇〇〇〇〇〇

電話番号 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇

- 1 請求金額 〇,〇〇〇 円 ← 訂正印による訂正不可
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区
- 4 候補者の氏名 〇〇〇〇〇〇
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	<u>〇〇〇〇〇〇〇</u>		
口座名	<u>〇〇〇〇</u>		

摘要 責任者及び担当者並びに連絡先 債権者欄に重複する部分は「債権者に同じ」も可

住 所 〇〇市〇〇〇〇〇〇〇
 氏 名 〇〇〇〇
 電 話 番 号 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇
 メールアドレス 〇〇@〇〇〇.〇〇.〇〇

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別 紙)

請求内訳書(運転手)

※ 雇用年月日は、選挙運動期間内であること。

雇用年月日	報酬(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和〇年〇月〇日	〇,〇〇〇円	12,500円	〇,〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇,〇〇〇円	12,500円	〇,〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇,〇〇〇円	12,500円	〇,〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇,〇〇〇円	12,500円	〇,〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇,〇〇〇円	12,500円	〇,〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇,〇〇〇円	12,500円	〇,〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇,〇〇〇円	12,500円	〇,〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇,〇〇〇円	12,500円	〇,〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇,〇〇〇円	12,500円	〇,〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇,〇〇〇円	12,500円	〇,〇〇〇円	
計			〇,〇〇〇円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用) (一括)

※ 供託物没収となった場合は、請求不可。

公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 供託物没収関係が確定した日以降の日付

秋田県知事 鈴木 健太

住 所 000000000 ←債権者欄
 氏 名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)
000000000
00000 0 0 0 0
 電話番号 0000 (00) 0000

- 1 請求金額 0, 000 円 ← 訂正印による訂正不可
 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
 3 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区
 4 候補者の氏名 ○ ○ ○ ○
 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	<u>〇〇銀行</u>	本・支店名	<u>〇〇支店</u>
金融機関コード	<u>0000</u>	支店コード	<u>000</u>
預金種別	<u>普通</u>	口座番号	<u>00000000</u>
ふりがな	<u>0000000</u>		
口座名	<u>0000</u>		

摘要 責任者及び担当者並びに連絡先 債権者欄に重複する部分は「債権者に同じ」も可

住 所 〇〇市〇〇〇〇〇〇 株式会社〇〇氏 名 総務課 課長 〇〇〇〇

責任者と担当者が異なる場合はそれぞれ記載してください

電話番号 0000 (00) 0000メールアドレス 〇〇@〇〇〇.〇〇.〇〇

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別 紙)

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

※ 使用年月日は、選挙運動期間内であること。

使用年月日	運送金額（イ）	基準限度額（ロ）	請求金額	備 考
令和〇年〇月〇日	〇,〇〇〇円	64,500円	〇,〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇,〇〇〇円	64,500円	〇,〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇,〇〇〇円	64,500円	〇,〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇,〇〇〇円	64,500円	〇,〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇,〇〇〇円	64,500円	〇,〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇,〇〇〇円	64,500円	〇,〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇,〇〇〇円	64,500円	〇,〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇,〇〇〇円	64,500円	〇,〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇,〇〇〇円	64,500円	〇,〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇,〇〇〇円	64,500円	〇,〇〇〇円	
計			〇,〇〇〇円	

備 考 「請求金額」欄には、（イ）又は（ロ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(様式E 2)

請求書

(通常葉書の作成)

※ 供託物没収となった場合は、請求不可。

公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 供託物没収関係が確定した日以降の日付

秋田県知事 鈴木 健太

住 所 *oooooooooooo* ←債權者欄

氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

電話番号 0000 (00) 0000

1 請求金額 0,000 円 ← 訂正印による訂正不可

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区

4 候補者の氏名 ○ ○ ○ ○

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	〇〇〇〇〇〇〇		
口座名	〇〇〇〇		

債権者欄に重複する部分は「債権者に同じ」も可

住 所 〇〇市〇〇〇〇〇〇 株式会社〇〇

氏名 総務課 課長 0000

責任者と担当者が異なる場合はそれぞれ記載してください

電話番号 0000 (00) 0000

メールアドレス 00@000.00.00

備 考

- この請求書は、候補者から受領した通常葉書作成枚数確認書及び通常葉書作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
 - 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
 - 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別 紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 A	枚 数 B	金 額 $A \times B = C$	単 価 D	枚 数 E	金 額 $D \times E = F$	単 価 G	枚 数 H	金 額 $G \times H = I$	
円 ○	枚 000	円 0,00 ○	円 8.62	枚 000	円 0,00 ○	円 ○	枚 000	円 0,00 ○	

備 考

- 1 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請求書

(ビ ラ の 作 成)

※ 供託物没収となった場合は、請求不可。

公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 供託物没収関係が確定した日以降の日付

秋田県知事 鈴木 健太

住 所 00000000 ←債權者欄

氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

oooooooooooo
oooooooooooo

電話番号 0000 (00) 0000

1 請求金額 **○,○○○** 円 ← 訂正印による訂正不可

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区

4 候補者の氏名 ○ ○ ○ ○

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	〇〇〇〇〇〇〇		
口座名	〇〇〇〇		

債権者欄に重複する部分は「債権者に同じ」も可

住 所 OO市OOOOOO 株式会社OO

氏名 総務課 課長 0000

責任者と担当者が異なる場合はそれぞれ記載してください

電話番号 0000 (00) 0000

メールアドレス [oo@ooo.oo.oo](#)

備 考

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
 - 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
 - この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。
 - 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別 紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 A	枚 数 B	金 額 A×B=C	単 価 D	枚 数 E	金 額 D×E=F	単 価 G	枚 数 H	金 額 G×H=I	
円 ○	枚 ○○○ ○	円 ○,○○ ○	円 ○	枚 ○○○ ○	円 ○,○○ ○	円 ○	枚 ○○○ ○	円 ○,○○ ○	

備 考

- 1 D欄には、次により算出した額を記載してください。
(1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 8円3銭
(2) 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
$$\frac{419,000\text{円} + 5\text{円}62\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} \quad (\text{1銭未満の端数は切上げ})$$
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請求書

(選挙事務所用立札・看板の作成)

※ 供託物没収となった場合は、請求不可。

公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 供託物没収関係が確定した日以降の日付

秋田県知事 鈴木 健太

住 所 00000000 ←債權者欄

氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

A diagram illustrating a sparse matrix. It consists of three rows of circles. The top row contains 6 circles. The middle row contains 5 circles. The bottom row contains 3 circles. This visual representation shows that most of the elements in the matrix are zero, which is characteristic of a sparse matrix.

電話番号 0000 (00) 0000

1 請求金額 0,000 円 ← 訂正印による訂正不可

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区

4 候補者の氏名 ○ ○ ○ ○

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	〇〇〇〇〇〇〇		
口座名	〇〇〇〇		

債権者欄に重複する部分は「債権者に同じ」も可

住所 OO市OOOOOO 株式会社OO

氏名 総務課 課長 0000

責任者と担当者が異なる場合はそれぞれ記載してください

電話番号 0000 (00) 0000

メールアドレス 00@000.00.00

備 考

- この請求書は、候補者から受領した選挙事務所用立札・看板作成枚数確認書及び選挙事務所用立札・看板作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
 - 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
 - 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別 紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 A	数 B	金 額 $A \times B = C$	単 価 D	数 E	金 額 $D \times E = F$	単 価 G	数 H	金 額 $G \times H = I$	
円 ○	○	円 ○,000	円 61,379	円 ○	円 ○,000	円 ○	円 ○	円 ○,000	

備 考

- 1 E 欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- 2 G 欄には、A 欄と D 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H 欄には、B 欄と E 欄とを比較して少ない方の数を記載してください。

請 求 書

(自動車等取付用立札・看板の作成)

※ 供託物没収となった場合は、請求不可。

公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 供託物没収関係が確定した日以降の日付

秋田県知事 鈴木 健太

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ←債権者欄

氏 名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)
〇〇〇〇〇〇〇〇

電話番号 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇

1 請求金額 〇, 〇〇〇 円 ← 訂正印による訂正不可

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区

4 候補者の氏名 〇〇〇〇〇

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	〇〇〇〇〇〇〇		
口座名	〇〇〇〇		

摘要 責任者及び担当者並びに連絡先 債権者欄に重複する部分は「債権者に同じ」も可

住 所 〇〇市〇〇〇〇〇〇 株式会社〇〇

氏 名 総務課 課長 〇〇〇〇

責任者と担当者が異なる場合はそれぞれ記載してください

電話番号 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇

メールアドレス 〇〇@〇〇〇.〇〇.〇〇

備 考

- この請求書は、候補者から受領した自動車等取付用立札・看板作成枚数確認書及び自動車等取付用立札・看板作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別 紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 A	数 B	金 額 $A \times B = C$	単 価 D	数 E	金 額 $D \times E = F$	単 価 G	数 H	金 額 $G \times H = I$	
円 ○	○	円 ○,000	円 58,114	円 ○	円 ○,000	円 ○	円 ○	円 ○,000	

備 考

- 1 E 欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- 2 G 欄には、A 欄と D 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H 欄には、B 欄と E 欄とを比較して少ない方の数を記載してください。

請求書

(個人演説会場用立札・看板の作成)

※ 供託物没収となった場合は、請求不可。

公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 供託物没収関係が確定した日以降の日付

秋田県知事 鈴木 健太

住 所 00000000 ←債權者欄

氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

A horizontal row of approximately 15 blue circles of varying sizes, arranged from left to right. The circles decrease in size as they move towards the right side of the row.

電話番号 0000 (00) 0000

1 請求金額 〇,〇〇〇 円 ← 訂正印による訂正不可
2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
3 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区
4 候補者の氏名 〇〇〇〇
5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	〇〇〇〇〇〇〇		
口座名	〇〇〇〇		

債権者欄に重複する部分は「債権者に同じ」も可

住 所 OO市OOOOOOO 株式会社OO

氏名 総務課 課長 0000

責任者と担当者が異なる場合はそれぞれ記載してください

電話番号 0000 (00) 0000

メールアドレス 00@000.00.00

備 考

- この請求書は、候補者から受領した個人演説会場用立札・看板作成枚数確認書及び個人演説会場用立札・看板作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
 - 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
 - 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別 紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 領			基 準 限 度 領			請 求 金 領			備 考
単 価 A	数 B	金 額 $A \times B = C$	単 価 D	数 E	金 額 $D \times E = F$	単 価 G	数 H	金 額 $G \times H = I$	
円 ○	○	円 ○,000	円 44,403	○	円 ○,000	円 ○	○	円 ○,000	

備 考

- 1 E欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の数を記載してください。

請求書

(ポスターの作成)

※ 供託物没収となった場合は、請求不可。

公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 供託物没収関係が確定した日以降の日付

秋田県知事 鈴木 健太

住 所 00000000 ←債權者欄

氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

電話番号 0000 (00) 0000

1 請求金額 〇,〇〇〇 円 ← 訂正印による訂正不可
2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
3 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区
4 候補者の氏名 〇〇〇〇
5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	〇〇〇〇〇〇〇		
口座名	〇〇〇〇		

債権者欄に重複する部分は「債権者に同じ」も可

住 所 OO市OOOOOOO 株式会社OO

氏名 総務課 課長 0000

責任者と担当者が異なる場合はそれぞれ記載してください

電話番号 0000 (00) 0000

メールアドレス 00@000.00.00

備 考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
 - 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
 - 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別 紙)

請 求 内 訳 書

選挙区 におけるポス ター掲 示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単価 A	枚 数 B	金 額 A×B=C	単価 D	枚 数 E	金 額 D×E=F	単価 G	枚 数 H	金 額 G×H=I	
か所 <i>oo</i>	円 <i>o</i> <i>oo</i>	枚 <i>o, o</i> <i>o</i>	円 <i>o, oo</i>	円 <i>o</i> <i>oo</i>	枚 <i>o, o</i> <i>o</i>	円 <i>o, oo</i>	円 <i>o</i> <i>oo</i>	枚 <i>o, o</i> <i>o</i>	円 <i>o, oo</i>	

備 考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- D欄には、次により算出した額を記載してください。

(ア) 掲示場数が 500箇所以下の場合

$$\frac{316,250\text{円} + 586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \quad (\text{1円未満の端数は切上げ})$$

(イ) 掲示場数が 500箇所を超える場合

$$\frac{609,690\text{円} + 30\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \quad (\text{1円未満の端数は切上げ})$$

- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請求書

(政見放送用の録音・録画)

公職選挙法施行令第111条の5第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 投票日以降の日付

秋田県知事 鈴木 健太

住 所 *oooooooooooo* ←債権者欄
氏 名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)
oooooooooooo
oooooo o o o o
電話番号 *oooo (oo) oooo*

- 1 請求金額 〇,〇〇〇 円 ← 訂正印による訂正不可

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（秋田県）

4 候補者届出政党の名称 〇〇〇〇

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	〇〇〇〇〇〇〇		
口座名	〇〇〇〇		

債権者欄に重複する部分は「債権者に同じ」も可

住 所 OO市OOOOOOO 株式会社OO

氏名 総務課 課長 0000

責任者と担当者が異なる場合はそれぞれ記載してください

電話番号 0000 (00) 0000

メールアドレス 00@000.00.00

備 考

- この請求書は、候補者届出政党から受領した政見放送用録音・録画証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
 - 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別 紙)

請求内訳書

(1) 録音の場合

録音の種類	録音単価 (A) (円)	録音基準 限度額 (B) (円)	複製 数	複製金額 (C) (円)	複製基準 限度額 (D) (円)	請求金額			備考
						録音に要した金額 (E) (円)	複製に要した金額 (F) (円)	計 (E)+(F)= (G) (円)	
1号	0.000	0.000	0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
計						0.000	0.000	0.000	

備 考

- 「録音の種類」欄には、録音・録画証明書の「録音・録画の種類」欄に記載された番号と同一の番号を記載してください。
- (D)欄には、総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額を記載してください。
- (E)欄には、(A)欄と(B)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (F)欄には、(C)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

(2) 録画の場合

録画の種類	録画単価 (A) (円)	録画基準 限度額 (B) (円)	複製 数	複製金額 (C) (円)	複製基準 限度額 (D) (円)	請求金額			備考
						録画に要した金額 (E) (円)	複製に要した金額 (F) (円)	計 (E)+(F)= (G) (円)	
1号	0.000	0.000	0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
2号	0.000		0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
計						0.000	0.000	0.000	

備 考

- 「録画の種類」欄には、録音・録画証明書の「録音・録画の種類」欄に記載された番号と同一の番号を記載してください。
- (D)欄には、総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額を記載してください。
- (E)欄には、(A)欄と(B)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (F)欄には、(C)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

車 輛 賃 貸 借 契 約 書

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に定める選挙運動のために使用。

- ## 2 車種及び登録番号又は車両番号

トヨタ00000 秋田300わ0000 ← 車種は「普通乗用」等も可

- 3 台 数 1 台

- 4 使用期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から

← 選舉運動期間內

令和〇〇年〇〇月〇〇日まで (12日間)

であること。

- 5 契約金額

0,000 円

内訳 1目 0,000 円 × 12 目間

- ## 6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車輌の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

- 7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定に基づき、秋田県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならぬ。

なお、乙が秋田県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当し、秋田県に請求することができないときは、乙は甲に対し請求するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 契約年月日は、公示日よりも前でも可。

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区候補者

住 所 00000000

氏 名 ○ ○ ○ ○

印

乙 住 所 00000000

名 称 00000000

印

代表者 000000 0 0 0 0

印

選舉運動用自動車燃料供給契約書

↓ 選挙運動期間内であること。

- | | |
|------------------------|--|
| 1 供給する期間 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで |
| 2 供給場所 | 所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
名 称 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇給油所 ほか |
| 3 供給を受ける自動車の登録番号又は車両番号 | ↑ 同社複数のスタンドで給油
使用車両と同じものであること → 秋田300わ〇〇〇〇〇 の場合は、「ほか」を記入 |
| 4 燃料の種類及び単価 | ガソリン (1リットル当 〇〇〇 円) ← 税込単価 |
| 5 燃料供給量 | 〇〇〇 リットル以内で甲が必要とする量 |
| 6 燃料供給金額 | 〇,〇〇〇 円以内で供給した燃料相当額 |
| 7 請求及び支払 | |

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定に基づき、秋田県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならぬ。

なお、乙が秋田県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当し、秋田県に請求することができないときは、乙は甲に対し請求するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 契約年月日は、公示日よりも前でも可。

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区候補者

住 所 oooooooooooo

氏名 〇〇〇〇

四

※ 燃料は、必ずしも社長

でなくとも代表権等が 乙 住 所 00000000

あれば、所長、店長等

でも請求可。その場合

は、所長など役職名等

が必要。

印

名 称 000000000

1

代表者 888888 8

印

自動車運転契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区候補者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が使用する選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

↓ 選挙運動期間内であること。

1 運転する期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで（12日間）
原則として毎日〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで

2 契約金額 〇,〇〇〇 円（1日につき 〇,〇〇〇 円）

3 運転する自動車の登録番号又は車両番号

秋田300わ〇〇〇〇 ← 使用車両と同じものであること。

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定に基づき、秋田県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、乙が秋田県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当し、秋田県に請求することができないときは、乙は甲に対し請求するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 契約年月日は、公示日より前でも可。

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区候補者

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 〇〇〇〇〇

印

乙 住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 〇〇〇〇〇

印

運送契約書

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に定める選挙運動のために使用。

- ## 2 車種及び登録番号又は車両番号

トヨタ0000 秋田300わ0000 ← 車種は「普通乗用」等も可

- 3 台 数 1 台

- 4 使用期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から

← 選拳運動期間內

令和〇〇年〇〇月〇〇日まで (12 日間)

であること。

- ## 5 契約金額

6,000 円

内訳 1日 *O, 000* 円× 12 日間

- ## 6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定に基づき、秋田県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならぬ。

なお、乙が秋田県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当し、秋田県に請求することができないときは、乙は甲に対し請求するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 契約年月日は、公示日よりも前でも可。

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区候補者

住 所 oooooooooooo

氏名 ○ ○ ○ ○

印

乙 住 所 00000000

名 称 00000000

印

代表者 〇〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇

印

選舉運動用通常葉書作成契約書

1 品 名 公職選挙法第142条に定める通常葉書

2 数量 *O, 000* 枚

3 契約金額 〇,〇〇〇 円(単価1枚 〇円〇銭)

4 納入期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 投票日より前であること。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定に基づき、秋田県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならぬ。

なお、乙が秋田県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当し、秋田県に請求することができないときは、乙は甲に対し請求するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 契約年月日は、公示日よりも前でも可。

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区候補者

住 所 oooooooooooo

氏名 〇〇〇〇

印

乙 住 所 00000000

名 称 88888888

代表者 000000 0 0 0 0

印

選挙運動用ビラ作成契約書

1 品 名 公職選挙法第142条に定めるビラ

2 数量 0,000 枚

3 契約金額 〇,〇〇〇 円（単価1枚 〇円〇銭）

4 納入期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 投票日より前であること。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定に基づき、秋田県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、乙が秋田県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当し、秋田県に請求することができないときは、乙は甲に対し請求するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 契約年月日は、公示日よりも前でも可。

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区候補者

住 所 00000000

氏名 〇〇〇〇

印

乙 住 所 00000000

名 称 00000000

代表者 〇〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇

印

選舉事務所用立札・看板作成契約書

1 品 名 公職選挙法第143条に定める選挙事務所用立札・看板

2 数量

3 契約金額 〇,〇〇〇 円 (単価 〇,〇〇〇 円)

4 納入期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 投票日より前であること。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定に基づき、秋田県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならぬ。

なお、乙が秋田県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当し、秋田県に請求することができないときは、乙は甲に対し請求するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 契約年月日は、公示日よりも前でも可。

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区候補者

住 所 oooooooooooo

氏 名 ○ ○ ○ ○

印

乙 住 所 00000000

名 称 00000000

印

代表者 〇〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇

印

自動車等取付用立札・看板作成契約書

1 品 名 公職選挙法第143条に定める自動車等取付用立札・看板

2 数量

3 契約金額 〇,〇〇〇 円 (単価 〇,〇〇〇 円)

4 納入期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 投票日より前であること。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定に基づき、秋田県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、乙が秋田県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当し、秋田県に請求することができないときは、乙は甲に対し請求するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 契約年月日は、公示日よりも前でも可。

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区候補者

住 所 00000000

氏名 ○○○○

印

乙 住 所 00000000

名 称 00000000

代表者 〇〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇

印

個人演説会場用立札・看板作成契約書

品名 公職選挙法第164条の2に定める個人演説会場用立札・看板

2 数量

3 契約金額 〇,〇〇〇 円 (単価 〇,〇〇〇 円)

4 納入期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 投票日より前であること。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定に基づき、秋田県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、乙が秋田県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当し、秋田県に請求することができないときは、乙は甲に対し請求するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 契約年月日は、公示日よりも前でも可。

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区候補者

住 所 00000000

氏名 〇〇〇〇

印

乙 住 所 00000000

名 称 88888888

代表者 000000 0 0 0 0

印

選挙運動用ポスター作成契約書

1 品 名 公職選挙法第143条に定めるポスター

2 数量 0,000 枚

3 契約金額 10,000 円 (単価1枚 1000 円)

4 納入期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 投票日より前であること。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定に基づき、秋田県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならぬ。

なお、乙が秋田県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当し、秋田県に請求することができないときは、乙は甲に対し請求するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 契約年月日は、公示日よりも前でも可。

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第〇区候補者

住 所 00000000

氏名 ○○○○

印

乙 住 所 00000000

名 称 00000000

代表者 〇〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇

印

政見放送用録音・録画テープ作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙（秋田県）候補者届出政党 **OOOOO党**（以下「甲」という。）と、**OOOOOOOO OOOOO OOOO**（以下「乙」という。）は、甲が選挙運動のために使用する政見放送用の録音・録画テープの作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第150条に定める政見放送用録音・録画テープ

2 数量 録音テープ 本 複製 本
 録画テープ 本 複製 本

3 契約金額 〇,〇〇〇 円

内訳

録音テープ *O, 000* 円 複製 *O, 000* 円
録画テープ *O, 000* 円 複製 *O, 000* 円

4 納入期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 投票日より前であること。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第111条の5第2項の規定に基づき、秋田県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならぬ。

なお、乙が秋田県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 契約年月日は、公示日よりも前でも可。

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙（秋田県）候補者届出政党

候補者届出政党名 **oooo党**

本部の所在地 〒80000000

代表者氏名 〇〇〇〇

乙 住 所 000000000

名 称 00000000

代表者 000000 0 0 0 0

